

# 見附ブランド製品認定制度 募集要領

**【募集期間】**

令和元年8月30日（金）～9月19日（木）

令和元年 8月

一般社団法人見附市観光物産協会

## 1. 目的

本事業は市内の中小企業者等が開発又は改良した製品のうち、ブランド化できる可能性が高いと認められる製品を「見附ブランド」として認定し、広く情報発信していくとともに、価格競争に巻き込まれない差別化を推進することを目的とします。

## 2. 認定の対象

対象商品は、食品全般（農産品・加工品）、工業製品、工芸品です。

見附市内で生産／製造された商品、または、原材料が見附産であるもので、販売を目的とした商品に限ります。

## 3. 申請者

1年以上市内に事務所、事業所、工場等を有する以下の者であること。

- (1) 中小企業者（※）、個人事業主
- (2) 各種組合、連合会 等

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本の額または 出資の総額)	従業員基準 (常時使用する 従業員数)
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

注1 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まないものとする。

注2 業種分類は、日本標準産業分類の規定に基づくものとする。

注3 企業と以下に掲げる関係を持つ企業（いわゆる「みなし大企業」）は対象外とする。

- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
  - ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
  - ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。
- ・中小企業投資育成株式会社
  - ・投資事業有限責任組合

## 4. 募集期間

令和元年8月30日（金）～9月19日（木）【17：00必着】

## 5. 応募方法

次の書類を記載し、下記の提出先へ持参もしくは郵送してください。

■提出書類 ※①②③④は必須（⑥は食品は必須）

- ①見附ブランド製品認定申請書
- ②誓約書
- ③見附ブランド製品認定申請調書
- ④製品の販売用パンフレット、チラシ等
- ⑤その他、製品の技術的な裏づけを証明できる書類（あれば）
- ⑥加工食品のパッケージ、食品表示（一括表示、栄養成分表示）  
（食品のみ）

\* 申請書類等様式用の紙サイズは原則としてA4判の片面印刷とし、パンフレットやチラシなど他の提出書類とともに、左側に縦2穴で穴を開け、③～⑥の提出書類一式の左上1か所をクリップ留めの上（ホッチキス留め不可）、1セット提出してください。

\* 申請製品は関係法令に違反していないことが前提です。特に、食品表示法、景品表示法、健康増進法、医薬品医療機器等法などは十分確認の上、誓約書をご記入ください。

■申請書類については以下のホームページよりダウンロードが可能です。（新着情報欄）

<http://www.mitsuke.net/>

■提出先

〒954-0052 見附市学校町1-16-15

一般社団法人見附市観光物産協会

※郵送の場合は封筒に「見附ブランド製品申請書在中」と記載をお願いいたします。

## 6. 申請のメリット、ブランド認定の特典

- (1) 審査員として迎える予定の商社・小売業のバイヤーの方に製品を知っていただく機会になります。
- (2) 見附ブランド浸透を目的に作成したポスター・パンフレットを提供します。  
（商品のPRおよび販路拡大に活用いただけます）
- (3) 見附ブランド認定ロゴマークを提供します。（認定有効期間：3年間）
- (4) 当協会が参加する市外・県外イベント等で優先的に商品販売・PRを行います。

## 7. 認定方法及びスケジュール

ブランディング等の著名専門家、商社・小売業のバイヤー等を委員とする審査会を開催し、申請者がプレゼンテーション、委員が審査とアドバイス等を行い、後日、当事務局で見附ブランドの認定をいたします。

スケジュールは以下のとおり予定しています。

日程	内容
8月30日(金)～9月19日(木)	公募
9月下旬～10月下旬	書類審査、審査・求評会
11月	審査結果の通知
令和2年3月	PR媒体(冊子、ポスター)・ロゴの完成・提供

## 8. 問合せ先

一般社団法人見附市観光物産協会

〒954-0052 見附市学校町1-16-15

TEL: 0258-89-6277 FAX: 0258-89-6266

(様式第1号の1)

令和 年 月 日

一般社団法人見附市観光物産協会 御中

所在地

名称

代表者職・氏名

印

## 見附ブランド製品認定申請書

見附ブランド製品の認定を受けたいので、誓約書及び下記関係書類を添えて申請します。

### 記

#### 1 見附ブランド製品認定申請調書

別紙のとおり

※食品の場合は、加工食品のパッケージ、食品表示（一括表示、栄養成分表示）を申請書類に添付してください（様式任意）

(様式第1号の2)

## 誓 約 書

見附ブランド製品の認定を受けるにあたり、次の事項について誓約します。

- 1 申請した製品及び販売手法が、関係法令（景品表示法、健康増進法、食品表示法、医薬品医療機器等法など）や公序良俗に違反しないこと
- 2 申請した製品が、第三者の知的財産権を侵害していないこと
- 3 申請した製品が認定を受けた場合、製品の品質、生産、販売等に関する事故や、知的財産に係る権利関係に関する問題等が生じたときは、当方がその責任を負い、適正に対処すること

令和 年 月 日

一般社団法人見附市観光物産協会 御中

所 在 地

名 称

代表者職・氏名

印

(様式第1号の3)

## 見附ブランド製品認定申請調書

### I. 申請者の概要

ふりがな 企業名		ふりがな 代表者役職・氏 名		
所在地	〒			
	T E L		F A X	
担当者	所属・役職	ふりがな 氏名		
	T E L	E - M a i l		
企業概要	設立年月日			
	U R L			
	資本金	千円	従業者数	名
	直近3ヵ年 分売上実績	年	年	年
		千円	千円	千円
	業種	※日本標準産業分類の中分類により記入すること		
事業内容				

## II. 申請製品の概要

製 品 名	※認定時に認定証に表示される製品名称を記載すること
品 目 名	※一般的な名称を記載すること
販 売 開 始 年 月 日	※販売済みの商品のみ申請可
販 売 価 格	
審査会場への 商品の持ち込み	可 ・ 不可 不可の場合理由（ ）
製 品 の 概 要 (特性、機能)	※写真や説明図を使って簡潔に記入すること ※動作するものについては1分以内の動画をCD-Rウィンドウズメディアビデオ (WMV)形式により添付すること



### Ⅲ. 申請製品の特徴およびブランド戦略

製品 の ブランド コンセプト	※ブランド製品を成り立たせているコンセプト（構想）、使い手に伝えたい思いやストーリー等を記述すること
競合他社と 差別化できる 製品の技術性 や独自性等	※競合他社製品と比較して、差別化できている技術性や見附市ならでは等の独自性のポイントを記入すること ※効果や効能等を証明する書類がある場合は添付すること
所有・使用する ことで使い手 が得る価値	※申請製品が所有・使用された際に、使い手がどのような喜びや体験価値、効果を得ることができるのか、記述すること
製品 の 販売市場分析 及び販売 ターゲット	※対象市場の状況の分析や、その結果を踏まえた販売ターゲット（ユーザーの層など）を記入すること

販 売 先	現在	
	今後	
広告・販売・ 流通の方法	※販売ターゲットであるユーザーに訴求するための、広告・販売・流通方法を記入すること	
生産・管理 方 法	※製品の原材料調達、加工、製造等の流れを記入すること	
解決したい 課 題	※今後、製品を販売していく中で解決したい課題や、審査会にてアドバイスを受けた 点があれば記入すること	
特 記 事 項	※自社や他製品を含めた実績として、コンテストの受賞、公的支援事業の採択、知的 財産権の活用（特許、実用新案、意匠、商標）等について記入すること	

※記入欄が不足する場合は、適宜、欄を広げて記入すること